

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 9 2 号

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（昭和 5 4 年安城市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項、第 1 1 条第 2 項、第 1 6 条第 2 項及び第 2 1 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 2 7 条から第 2 9 条までを削り、第 2 6 条の 3 を第 2 8 条とし、第 2 6 条の 2 を第 2 7 条とする。

第 3 0 条の見出しを「（その他）」に改め、同条を第 2 9 条とする。

様式第 2 0 中「第 2 6 条の 2」を「第 2 7 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 2 0 日から施行する。